資料③

水道スマートメーターの郊外部への地区的導入実証実験について

1. これまでの経緯と今回の報告の目的

令和７年度第２回経営審議会（令和８年３月１１日）にて「スマートメーターにおける実証実験結果報告及び今後の導入検討について」として、次のとおり報告しました。

〇検針データの自動取得に係る実証実験結果

・無線通信による検針により、料金賦課に必要なデータを漏れなく取得できることを確認し、本市の環境であっても運用可能と判断。

〇導入可能性の検討

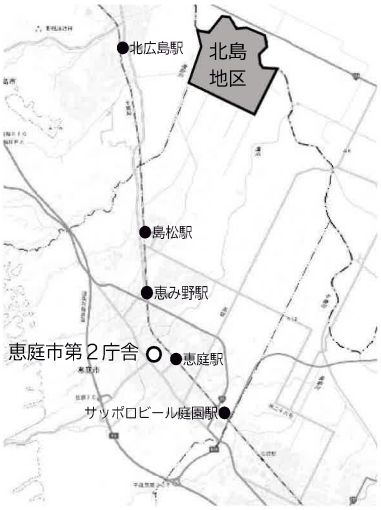
・全面導入には多額の費用を要し、経営への影響が大きいこと、現時点で検針員の確保に大きな支障がないことなどを確認。

・このため、当面は“検針員による検針”という従来手法を継続しつつ、スマートメーターの最新動向や郊外部等への地区的導入による効果について継続検討することとした。

以上を踏まえ、この度は、継続検討することとしている“郊外部等への地区的導入による効果”についての検討の進捗状況として、実証実験の開始について報告するものです。

2. 地区的導入実証実験の概要

項目	内容
実証地区	北島地区
運用開始	令和８年８月分の検針から
実施期間	おおむね２か年を予定
設置台数	20 基（試験運用可能スマートメーター）
運用方法	定期検針のタイミングに合わせて無線通信により検針データを自動取得し、料金賦課の根拠とする。



3. 北島地区を選定した理由

・業務拠点であるお客様センター事務所（第２庁舎）から遠方に位置し、地区的導入による効果を検証しやすいこと。

・試験運用可能なスマートメーター20 基と当該地区の契約件数が概ね整合しており、地区単位での効果検証に適した規模であること。

4. 今後の予定

郊外部における検針業務の効率化による効果や運用上の課題などを検証し、スマートメーターの活用可能性について引き続き検討してまいります。